

第六卷	九卷 隊儀	遠南 學光 本丸	遠南 隊 黃野丸 條丸	面方東南 隊 永博 隆丸 丸丸丸丸 丸丸丸丸 丸丸丸丸
		中 信 春江丸 丸丸		丸丸丸丸 丸丸丸丸 丸丸丸丸
南丸 丸丸				

丸丸

1315 1313
1316 1314

第五三類 艦 艇 特設特務艇ノ所属表

隊備艦四十六第	三 十 六 第 艦 艇	隊備艦三十六第	一 十 六 第 艦 艇
	萩丸		
第五昭南丸 第六昭南丸	第一那智丸 第二那智丸 第三那智丸 第四那智丸 第五那智丸 第六那智丸	第一那智丸 第二那智丸 第三那智丸 第四那智丸 第五那智丸 第六那智丸	
東日本丸 第八住吉丸 第五福吉丸 第二號榮福丸 第五愛應丸 第二和丸 金比羅丸 第三和丸 日榮丸 第五和丸	海勝丸 海竹丸 浦昌丸 海幸丸 海竹丸 浦昌丸 第一那智丸 第六神光丸 第二那智丸 第三那智丸 第四那智丸 第五那智丸 第六那智丸	海運丸 第二古座丸 明照丸 錦正丸 第五朝洋丸 第五虎丸 金生丸 第五神光丸 關丸	第一號太平丸 大盛丸 第三龍神丸 第一福神丸 第二紀州丸 第三神光丸 神洲丸 第七神光丸

五〇ノ二二

〔内十二〕

第十三類 艦船 特設特務艇ノ所属表

隊備警二十八第	隊 備 警 一 十 八 第	隊備警五十六第
	第十九日東丸 第二十日東丸 第二十八丸 第三十九丸	
美 島 丸 第五開進丸 オーストラリア 第參南進丸 鳥 取 丸 第二大和丸 第五光進丸 第二大寶丸 第三日蘭丸	第三號朝日丸 第二天神丸 備 讃 丸 紀 洋 丸 第貳南進丸 第二號八幡丸 第十五大日本丸 第十あらふ丸 第十號紀美丸 長 榮 丸 第二號海洋丸 第三高千穂丸 第一號南洋丸 瑞 邦 丸 第二號南州丸 興 生 丸 第一號東洋丸 第一海洋丸 宇 久 井 丸 第二あらふ丸	第二稻荷丸 第一幸盛丸 ニウギニア丸 末 神 丸 第三大洋丸 山城丸 第三振興丸 第二號愛國丸 第三大和丸 第二號報國丸 第五新開丸 バラオ丸

五〇ノ三三

(内十二)

式
監督者ノ捺印

第十三類 艦船 特設特務艇ノ所屬表

第十 三類 艦船 特設 特務 艇ノ 所屬 表	第一 根 與 嶺 丸	第十 一類 艦船 特設 特務 艇ノ 所屬 表	第一 根 與 嶺 丸	第五 警備 隊	父島 方面 特設 特務 艇ノ 所屬 表
第一 號東 光丸					興 義 丸
第十 二京 丸	第 二京 丸				文 二 關 丸
第十 三京 丸					
	第九 五十六 播州 丸	留 音 羽 丸			
		第 五開 洋丸 第 七朝 洋丸 第 二北 洋丸 第 五八 千代 丸	太 洋丸 第 一甚 幸丸	第 三三 千代 丸 第 二德 丸 第 五清 壽丸 第 二號 八龍 丸 雄 勝丸	第 七豐 丸 第 八金 比羅 丸 感 應丸 第 八振 興丸

五〇三三ノ一

内十二

1319
1320

第十三類 艦 船 特設特務艇ノ所屬表

特 隊	方 門 別	特 隊	方 港 香 根 別	面 隊	方 那 支 艦
	嵐 山 丸		原 地 丸	筑 紫 丸	九 第 二 號 黃 浦

五〇ノ二三ノ二

四十二

1321

●特設艦船ニ非ザル海軍徴備船舶等
ノ所管及所屬ニ關スル件

昭和十六年六月一日
内令第六百二十一號

特設艦船ニ非ザル海軍徴備船舶等ノ所管及所屬ニ關シ左ノ通定

所 屬	所 管	
當該船舶ヲ使役スル艦船部隊官衙ノ所屬ニ同ジ但シ海軍省配屬ノモノニ在リテハ所管領守府ノ所屬トス	當該徴備船舶接受ノ指定ヲ受ケタル領守府所管トス	海軍省徴備ノモノ
	當該領守府又ハ要港部所管トス	徴備船舶接受規程第十七條ニ依リ領守府又ハ要港部ニ於テ徴備ノモノ
		徴發令ニ依リ海軍指揮官徴發ノモノ

第十三類 艦 船 特設艦船ニ非ザル海軍徴備船舶等ノ所管及所屬ニ關スル件

五〇ノ二三

(丙七)

1322

● 雑役船舶種及所屬定數

昭和十三年十二月三十一日
内令第千八百八十二號

改正 昭和十四年第三三號 第四五〇號 第六八四號 第七八七號 第九五九號

雑役船舶種及所屬定數ヲ別表ノ通定ム

昭和三年内令第二百五十二號ハ之ヲ廢止ス

〔丙七〕

1323

●新造軍艦水雷艇ノ帝國艦艇籍ニ入

ル時期等ノ件

大正三年十一月三十日
官房機密第一四三四號決裁

改正 大正六年第二〇九號

新造軍艦水雷艇ノ帝國艦艇籍ニ入ル時期等ニ關シ取扱方ニ付去
明治三十六年海總機密第一五八號決裁ノ次第モ有之候處爾後數
年實驗ニ鑑ミ左ノ通改定セラレ可然哉

右仰高裁

- 一 新造計畫決定セハ艦名ノ御治定ヲ仰クコトトス但シ驅逐艦
水雷艇潜水艇ハ海軍大臣命名シ之ヲ奏上ス
- 艦艇名ハ達號ヲ以テ之ヲ公示シ同時ニ艦艇類別等級表中ニ加
フルコトトス
- 二 前號ノ手續終テ海軍大臣ハ該艦艇ノ本籍領守府及定員ヲ假
定シ内令ヲ以テ之ヲ發布ス
- 三 命名式日(即チ進水ノ日)其ノ本籍及定員ヲ確定シ共ニ内令
ヲ以テ之ヲ發布ス
- 三ノ二 海軍大臣ハ艦艇要目中機密ニ屬セサル事項ヲ指示シ進
水當日ヲ以テ之ヲ發表セシム
- 四 進水前後必要ニ應シ艦裝員ヲ置ク

第十三類 艦 船 新造軍艦水雷艇ノ帝國艦艇籍ニ入ル時期等ノ件

(内令摘要)

- 艦裝員ノ中首席將校ハ他日該艦艦長又ハ副長、機關、官ハ機關長
又ハ分隊長ニ補セラルルヘキ擬定ノ者ヲ以テスルヲ例トス
- 五 工事竣工シ授受済ノ上ハ直ニ在役艦又ハ第一豫備艦トス
- 六 進水後工事ノ進行ニ伴ヒ適當ノ時機ニ於テ第三號ノ定員ノ
範圍内ニ於テ乘員表ヲ以テ適當ノ乘員ヲ置キ且完成ニ近ツカ
ハ全定員若ハ適當ノ乘員ヲ置クヲ例トス何レモ内令ヲ以テ之
ヲ發布スルコトトス
- 七 艦裝員タリシ者ハ前號ノ乘員中ニ加ヘ艦裝員ヲ兼ネシムル
ヲ例トス
- 八 排水量千噸未満ノ軍艦並驅逐艦水雷艇及潜水艇ハ必スシモ
第六號ニ依リ未成艦タル間之ニ乘員ヲ置クヲ要セス
- 九 外國ニ於テ假組立ヲ爲シ内國ニ於テ更ニ本組立ヲ爲スモノ
ニ關シテハ内國ニ於テ新造スルモノニ同シ
- 十 外國ニ於テ製造スル軍艦並驅逐艦水雷艇及潜水艇ニハ第三號
乃至第八號ヲ適用セス後發者任命前ニ定員表ヲ確定シ同時ニ
全定員又ハ適當ノ乘員ヲ置ク旨内令ヲ發スルコトトシ本邦ヘ
回著ノ際之ヲ在役艦又ハ第一豫備艦トス場合ニ依リ受領以後
必要ニ應シ在役艦トスルコトアリ

五三

十一 内外國私立造船所ニ命シ製造スル軍艦驅逐艦水雷艇及潜水艇ノ本籍ヲ確定スルコトハ第三號ニ依ラス授受結了ノ日ニ於テス

但シ其ノ定員ハ場合ニ依リ授受結了ノ日以前ニ於テ之ヲ確定スルコトアリ

十二 既成ノ軍艦驅逐艦水雷艇及潜水艇ヲ購入スルトキハ第十號及第十一號ヲ準用ス

十三 本籍ヲ定メラレタル旨ノ内令發布ノ日ハ即チ該軍艦驅逐艦水雷艇及潜水艇カ帝國軍艦籍ニ入リタル日ナリ但シ艦名ヲ艦艇類別等級表中ニ加ヘラレタル日ヨリ之ヲ帝國軍艦驅逐艦水雷艇及潜水艇トシテ取扱フモノトス

十四 軍艦驅逐艦水雷艇及潜水艇ノ本籍確定セサル以前ニ乗員ヲ置カレタルトキハ特務士官准士官及下士卒ハ假定本籍鎮守府ヨリ之ヲ補充シ其ノ艦長又ハ百席將校以下ハ本艦艇ノ假定セラレタル本籍鎮守府司令長官ノ麾下ニ屬スルコトトス

●艦船ノ命名ニ關スル件

大正十年一月十四日
官房第一四二號

(海軍大臣ヨリ侍從長宛)

從來海軍所屬艦船命名ノ儀ハ砲艦以上ハ其都度奏請ノ上 御治
定ヲ仰キ驅逐艦水雷艇等ニ就テハ海軍大臣へ御委任相成居候處
輒近軍事ノ進歩ニ伴ヒ艦船ノ種別ニ變動ヲ來クセルノミナラス
其種類多様ニ赴キ建造隻數ノ増加亦昔日ノ比ニ無之有様ニ立至
リ申候間其戰艦、巡洋艦、及巡洋艦ノ命名ハ是迄ノ通奏請ノ上
御治定ヲ仰クヘキハ勿論ニ御座候得共其他ノ艦船命名ハ驅逐艦水
雷艇等同様海軍大臣へ御委任相成候様執奏方可然御取計相成度
追テ本件御委任相成候上ハ海軍大臣ニ於テ命名取計候都度驅逐
艦等命名ノ節同様直ニ御届申上候事ニ可致候此段爲念申添候
右申進ス

大正十年一月十六日
官房第一四二號ノ二

(侍從長ヨリ海軍大臣宛)

艦船ノ命名ニ關スル件ニ付官房第一四二號ヲ以テ御奏請之趣ヲ
承小官ヨリ奏上候處 思召不被爲在候旨御沙汰相成候條此段申
進候也

第十三類 艦船 艦船ノ命名ニ關スル件

●航空母艦命名手續ニ關スル件

昭和八年十二月十八日
官房機密第二四一七號

(海軍大臣ヨリ侍從長宛)

航空母艦命名手續ニ關スル件申進

新造軍艦ノ艦名御選定ニ關シテハ大正十年一月十六日附御沙汰ニ依リ戰艦、巡洋戰艦、巡洋艦以外ハ海軍大臣へ御委任相成居候處輒近航空方面ノ躍進的進歩ニ伴ヒ航空母艦ノ重要性ハ著シク増大致候ニ付爾今航空母艦命名ノ儀ハ戰艦、巡洋戰艦、巡洋艦ト同様其ノ都度表請ノ上 御治定相成可然カト存候條御執奏方可然御取計相成度

追テ本件聞召サレ候節ハ所要ノ都度左記標準ニ依リ適當ト認ムベキ數箇ノ艦名ヲ撰出シ御參考ニ供スル様致度

記

航空母艦命名標準

鳳翔、龍驤ノ例ニ倣ヒ特殊名ヲ採用ス

昭和八年十二月十九日

(侍從長ヨリ海軍大臣宛)

本月十八日官房機密第二四一七號ヲ以テ航空母艦命名手續ニ關スル件御申越ノ趣了承早速奏聞ヲ遂ケ候處來意ノ通御治定ノ旨御沙汰相成候條此段申進候也

1327

[内令機密]

●軍艦高崎命名式ニ關スル件

昭和十五年十一月一日
軍務一機密第七〇四號

(海軍省軍務局長ヨリ横須賀鎮守府長宛)

軍艦高崎命名式ニ關スル件申進

潜水母艦高崎近ク航空母艦ニ改造竣工豫定ナル處不日艦名御治
定相成ルベキニ付之ガ命名式ハ左記ニ依リ實施ノコトニ定メラ
レ候

記

一、期 日

竣工引渡式直前

二、命名書ハ左ノ例ニ依ル

軍艦高崎航空母艦ニ改造竣工ニ付軍艦何ト命名セラ

昭和 年 月 日

海軍大臣 爵 氏 名

三、命名式場ニ參列スベキ諸員概ネ左ノ如シ

横須賀鎮守府司令長官

海軍艦政本部第四部長

第十三類 艦 船 軍艦高崎命名式ニ關スル件

横須賀海軍工廠長

横須賀海軍工廠各部長及検査官

艀装員長、艀装員、艀装員附

〔内十八〕 三九七

1328

五六ノ二

第十三類 艦 船 進水式ノ際御臨幸又ハ皇族御差遣奏請ニ關スル件

五六ノ二

●進水式ノ際御臨幸又ハ皇族御差遣

奏請ニ關スル件

昭和十九年八月七日
官房軍機密第一〇二八號

(海軍省副官ヨリ關係各廳機密)

進水式ノ際御臨幸又ハ皇族御差遣奏請ニ關スル件

通牒

從來戰艦航空母艦及一等巡洋艦ノ進水式ノ際ハ御臨幸又ハ皇族御差遣ヲ奏請スルコトニナリ居ル處時局ニ鑑ミ當分ノ内特別ノ場合ノ外奏請セザルコトニ定メラレ候條了知相成度

(内十八)

三九八

1329

●鎮守府、要港部、艦隊所屬艦船派遣

ノ件 大正十五年十月一日
官房機密第九一四號

改正 昭和三十二年第五八二號、三十二年第一二三六號、八年第八〇〇號、十四年第七四六四號、
一六年第三〇六八號

艦船派遣ニ關シ其ノ區域左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ當分
ノ間當該司令長官司令官ハ本大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ派遣スルコ
トヲ得ル儀ト心得ヘシ

一、横須賀、吳、佐世保、舞鶴鎮守府所屬艦船、北緯四十四度
以北及北緯二十六度以南ノ本邦沿海

二、大湊、鎮海要港部所屬艦船、東亞露領沿海、北緯二十六度
以南ノ本邦沿海

三、馬公要港部所屬艦船、北緯四十四度以北ノ本邦沿海、支那
ニ於ケル警備區域ニ在ル外國租借地

四、旅順要港部所屬艦船、朝鮮西岸ヲ除ク本邦沿海

五、聯合、第一、第二艦隊所屬艦船、內南洋、關東州、滿洲國、
支那、東亞露領沿海、北緯四十四度以北及北緯二十六度以
南ノ本邦沿海

第十三類 艦 船 鎮守府、要港部、艦隊所屬艦船派遣ノ件

六、第三艦隊所屬艦船、內南洋、東亞露領沿海及九州、南西諸
島、臺灣、澎湖列島ヲ除ク本邦沿海並ニ支那ニ於ケル警備
區域ニ在ル外國租借地

七、第四艦隊所屬艦船、關東州、滿洲國、支那、東亞露領、佛
領印度支那、泰國、馬來半島、南緯二十五度以北東經九十
五度以東東經百七十五度以西ノ外南洋各諸島（濠洲ヲ含
ズ）沿海、北緯四十四度以北ノ本邦沿海

附則

大正三年官房機密第一四三八號ハ之ヲ廢止ス

〔内九〕

1330

●練習艦船ノ任務行動等ニ關スル件

昭和五年十二月十七日
官房機密第一二〇五號

(海軍大臣ヨリ各師長官、各要司令官、海軍兵務局長宛)

練習艦船ノ行動等ニ關スル件訓令

諸學校長ニ於テ練習ノコトニ關シ當該學校長ノ指揮ヲ受ケシメ
ラレタル練習艦船ヲ航海セシムル必要アル場合ニハ左記ニ依ル
儀ト心得ベシ

記

- 一、諸學校長ニ於テ學生、生徒、練習生等教育ノ爲練習艦船ノ
出動ヲ必要トストキハ期間十日ヲ超エザル範圍ニ於テ所
屬長官又ハ艦船所管ノ領守府司令長官ノ承認ヲ經テ當該學
校所在地ノ海軍區内ヲ航海セシムルコトヲ得、出動日數五
日ヲ超ユル場合ニ於テハ行動ヲ豫定シ之ヲ海軍大臣ニ報告
スルモノトス
- 出動日數十日ヲ超ユルカ又ハ右海軍區以外ノ海面ニ出動セ
シムル場合ニハ順序ヲ經テ豫メ海軍大臣ノ承認ヲ受クルヲ
要ス
- 二、前號ノ場合ニ於テ諸學校長ハ教育上ノ必要ニ應ジ臨時部下

諸員ヲ練習艦船ニ乗組マシムルコトヲ得

昭和五年十二月十七日
官房機密第一二〇五號ノ二

(海軍大臣ヨリ各師長府司令官宛)

練習艦船ノ任務行動ニ關スル件訓令

領守府所屬練習艦船ニシテ其ノ指揮ニ關シ別ニ定メラザルモ
ハハ左記ニ依ル儀ト心得ベシ

記

- 一、練習艦船ハ別ニ示ス配當ニ準據シ當該學校長等ノ協議ニ應
ジ學校、運用術練習艦及航空隊諸員ノ練習任務ニ服スルモ
ノトス
- 二、練習艦船練習任務ニ服スル場合ニ於テハ其ノ職員タル准士
官以上ハ當該學校等ノ教官又ハ教員ノ職務ヲ執行スルモノ
トス
- 當該學校長ノ請求アルトキハ重要配置ニ在ル下士官ヲシテ
教員ノ職務ヲ執ラシムルコトヲ得
- 三、練習任務ノ爲練習艦船ヲ出動セシムル場合ニ於テ所管海軍
區以外ノ海面ニ派遣シ又ハ出動日數十日ヲ超ユルトキハ豫

(内九)

1331

メ海軍大臣ノ承認ヲ受クルヲ要ス

尙出動日數五日ヲ超ユル場合ニ於テハ行動ヲ豫定シ之ヲ海

軍大臣ニ報告スルモノトス

四、前號ノ練習艦船ヲ出動セシムル場合教育上ノ必要ニ應ジ臨

時部下學校諸員ヲ練習艦船ニ乖組マシムルコトヲ得

第十三類 艦 船 練習艦船ノ任務行動等ニ關スル件

〔内十四〕

七八三

五九

1332

第十三類 艦船 練習艦艇配當ノ件

六〇

●練習艦艇配當ノ件

昭和十七年三月十日
官房機密第二九六五號

改正 昭和十七年第四三三三號、第八五九一號、一八年官房東機密第五九號、第五〇七號、
第九七五號、第一〇六二號、第一三二四號、第一四一九號

練習艦艇配當ノ件訓令

練習艦艇ノ指揮ニ關シ別ニ定メラレザル練習艦艇ノ配當ハ別表ノ通心得ベシ

(別表)

練習艦艇配當表	
横須賀海軍砲術學校	
海軍水雷學校	第六潜水隊、第一百號哨戒艇
海軍機雷學校	第六潜水隊
横須賀海軍通信學校	
海軍工機學校	
海軍工作學校	
海軍航海學校	
横須賀海軍航空隊	澤風

〔内十四〕七八四

1333

●艦船發著報告規則第九條ノ特例

二 關スル件

昭和十六年十二月五日
內令第千五百九十三號

當分ノ間艦船ノ發著ハ艦船發著報告規則第九條ノ規定ニ拘ラズ
左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スベシ

- 一 大本營及海軍大臣ニ對スル艦船ノ發著報告ハ作戰、任務等ノ關係上必要ト認ムルモノヲ除クノ外概テ戰隊又ハ之ニ準ズル部隊以上ノ單位ヲ以テ之ヲ行フベシ但シ單獨行動ノ補給艦船等ニシテ必要アル場合ニ於テハ各艦船ヨリ行フモノトス
- 二 擔任警備區内ノ行動ニ關スル艦船ノ發著ハ特ニ必要ト認ムルモノノ外大本營及海軍大臣ニ報告スルニ及バズ
- 三 本籍領守府司令長官ニ對スル通報ハ特ニ必要アリト認ムルモノノ外之ヲ行ハズ
- 四 行動豫定ヲ報告セル艦船ノ發著ニ付テハ其ノ豫定ニ大ナル變更アリタル場合ヲ除クノ外其ノ都度發著報告ヲ行ハズ
- 五 補給艦船ノ行動豫定ハ之ヲ管制スル部局、司令部等ニ於テ取摺メ大本營及海軍大臣並ニ關係ノ向ニ報告又ハ通報スベシ

第十三類 艦 船 艦船發著報告規則第九條ノ特例ニ關スル件

六 前各號ノ報告又ハ通報ハ作戰上差支アル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

〔内十四〕 七八五

1334

第十三類 艦 船 測量艦ノ任務ニ關スル件 運送艦船ノ行動ニ關スル件
指揮官ヲ置カレタル特設運送船等ノ旗章掲揚ニ關スル件

●測量艦ノ任務ニ關スル件

大正十五年四月一日
官房機密第二八二號

(海軍大臣ヨリ各鎮守府司令長官宛)

測量艦ノ任務ニ關スル件

兩今就役中ノ測量艦ハ測量ノコトニ關シテハ水路部長ノ指揮ヲ受クル儀ト心得ヘシ

右訓令ス

●運送艦船ノ行動ニ關スル件

昭和十五年十二月七日
兵備三機密第六六號

(海軍省兵備局長ヨリ各鎮守府司令長官宛)

運送艦船ノ行動ニ關スル件申進

海上運輸規程第三條ニ依ル運送艦船ノ行動概定表ニ記載ノ發着期日ハ當方輸送計畫上ノ概定ナルニ付搭載物件多量ノ爲豫定期日内ニ荷役ヲ終リ難キ場合ニ於テハ當時ノ情況ニ依リ豫定出港日時ヲ適宜延期セシメラルルモ差支無之同時ニ港務部、軍需部、工廠等關係各部ヲシテ運送艦船ノ出港ヲ成ルベク遅延セシメラル様協力セシメラレ度

六二

●指揮官ヲ置カレタル特設運送船等

ノ旗章掲揚ニ關スル件

昭和十八年七月二十日
軍務一機密第五九四號

(海軍省軍務局長ヨリ各鎮守府司令長官宛)

指揮官ヲ置カレタル特設運送船等ノ旗章

掲揚ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ特務艦ニ準ジ旗章ヲ掲揚スル義ト了知相成度

〔内十四〕 七八六

1335

海軍機密物件取扱規則

昭和十四年一月二日
内令第二號

改正 昭和十四年第一六〇號、第五六〇號、第八二六號、八六年第一七五七號、一七年
第三八六號、一八年第一〇號、第二九號、第二〇九號、第一三四五號

海軍機密物件取扱規則左ノ通改正ス

海軍機密物件取扱規則

第一章 總則

第一條 本則ハ海軍ニ於テ機密物件ヲ取扱フ場合ニ於ケル機密保持ニ關スルコトヲ規定ス

第二條 本則ニ於テ機密物件ト稱スルハ左ノ各號ニ掲グルモノニシテ軍事上ノ必要ニ依リ一定範圍ノ者以外ニ對シ機密ニ保ツベキモノヲ謂フ

一 現用若ハ計畫、試製、實驗中ノ船體、機關、兵器、航空機、液體燃料及其ノ附屬裝置竝ニ此等物件ノ不合格品、半製品、誤作品等

二 現用若ハ計畫、試製、實驗中ノ船體、機關、兵器、航空機、液體燃料及其ノ附屬裝置ノ造修、検査、研究、實驗等ニ

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

使用スル模型、工具等ニシテ機密事項ヲ窺知シ得ベキモノ

第三條 機密物件ハ機密ノ程度ニ從ヒ之ヲ左ノ三種ニ區分ス

一 軍機物件

二 軍極秘物件

三 秘物件

機密物件中兵器ハ前項ノ區分ニ從ヒ之ヲ軍機兵器、軍極秘兵器又ハ秘兵器ト稱ス

第四條 軍機物件トハ軍事上ノ機密ニ關シ最モ重要ナルモノニシテ職務上直接關係アル海軍部内高等官以外ノ者ニ對シ其ノ原理、目的、機構及效力ニ關シ嚴ニ機密ニ保ツヲ要スルモノヲ謂フ

第五條 軍極秘物件トハ軍事上ノ機密ニ關シ軍機物件ニ次ギ重要ナルモノニシテ海軍部内高等官及職務上直接關係アル者以外ニ對シ其ノ機密範圍ニ關シ嚴ニ機密ニ保ツヲ要スルモノヲ謂フ

第六條 秘物件トハ軍事上機密ノ程度輕キモノニシテ海軍部外ニ對シ其ノ機密範圍ニ關シ機密ニ保ツヲ要スルモノヲ謂フ

第七條 軍機物件、軍極秘物件及秘物件トシテ取扱フベキモノ

〔内十四〕 七八七

1336

ノ種類及機密ニ保ツバキ範圍ヲ各別表第一、第二及第三ノ通

知

第八條 軍機物件又ハ軍極秘物件ニ對シテハ海軍工作廳ニ於テ

又内國部外製造所ニ於テハ其ノ地方在勤ノ造船造兵監督長

(造船造兵監督長ヲ置カザル場合ハ首席ノ造船(造兵)監督官)

ノ指示スル所ニ依リ成ルベク之ニ「軍機」又ハ「軍極秘」ノ標記

ヲ爲スモノトス

第九條 廳長ハ機密物件ノ管理ヲ監督シ又必要ニ應ジ所屬長官

ノ認可ヲ受ケ其ノ配付、保管等ニ關シ細目ノ規定ヲ設クルコ

トヲ得

所屬長官ハ必要ニ應ジ部下各廳ニ於ケル機密物件ノ取扱ニ關

シ所要ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第十條 内國部外製造所ヲシテ海軍艦船、機關、兵器等ノ造修

ヲ施行セシムル場合ニ於ケル海軍機密物件ノ取扱ニ關シテハ

別ニ之ヲ定ム

第十一條 學校等ニ於テハ別表第四ノ種類及範圍ニ限リ軍機物

件ニ關シ教授スルコトヲ得但シ教授ノ際ハ總テ口授トシ受講

者ヲシテ一切筆記セシムベカラズ

第十二條 所屬長ハ職務上軍機物件ノ取扱ニ從事スル海軍准士

官ニ對シ必要ト認ムル場合其ノ性能大意及取扱法ニ關シ研査

セシムルコトヲ得

第十三條 本則ニ規定ナキ場合又ハ本則ニ依リ難キ特殊ノ事情

アル場合ニハ詳細ナル事由ヲ具シ海軍大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ

處理スルモノトス

第二章 造修、研究、實驗

第十四條 機密物件ノ造修ハ海軍工作廳ニ於テ行フモノトス但

シ必要ノ場合ニ於テハ信用アル内國部外製造所ヲシテ機密嚴

守ニ關シ確實ナル誓約ヲ爲サシメタル上之ガ造修又ハ材料ノ

加工ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條 外國部外製造所ニ於テ機密物件ノ造修ヲ施行セシム

ルハ秘物件ニ限ル

第十六條 機密物件ノ造修、研究、實驗等ヲ行フ場合ニハ左ニ

掲グル者ノ外出入スルコトヲ得ズ

一 軍機物件ノ計畫、造修、審査、研究又ハ實驗ヲ行フ場所

ニハ職務上直接其ノ業務ニ従事スル者

二 軍極秘物件及秘物件ノ計畫、造修、審査、研究又ハ實驗

(内十四) 七八八

ヲ行フ場所ニハ職務上其ノ業務ニ従事スル者
三 海軍觀覽規程ニ依リ特ニ許可ヲ受ケタル者

第十七條 海軍工作廳ニ於ケル前條ノ場所ニハ各出入口ニ堅固ナル鎖鑰ヲ設ケ執務中以外ハ之ヲ閉鎖スベシ但シ設備其ノ他ノ關係上之ニ依ルコト能ハザル場合ニハ機密漏洩防止ニ關シ適宜ノ處置ヲ執ルコトヲ得

第三章 保管、出納

第十八條 機密物件ノ保管及取締ハ保管廳長ノ命ヲ受ケ左ノ諸官之方責ニ任ズベシ

一 會計上ノ規程ニ依リ保管出納ノ責ニ任ズル官吏
二 艦船、部隊、官衙及學校ニ於ケル該物件ノ主管者

第十九條 海軍工作廳ハ造修、研究、實驗等施行中ノ機密物件ニ就キ之ヲ完成品ノ員數ト其ノ部分品、附屬品等ノ數量トヲ照合シ其ノ出納ヲ確實ナラシムベシ

第二十條 機密物件ハ堅固ナル鎖鑰裝置アル營造物内ニ格納スベシ但シ設備其ノ他ノ關係上之ニ依ルコト能ハザル場合ニハ機密漏洩防止ニ關シ適宜ノ處置ヲ執ルコトヲ得
前項ノ格納所ハ所内ニテ執務中以外ハ之ヲ閉鎖シ置クベシ

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

第二十一條 機密物件ヲ保管シアル場所ニハ左ニ掲グル者ノ外出入スルコトヲ得ズ

一 軍機物件ノ保管場所ニハ職務上直接關係アル海軍部内高等官

二 軍機祕物件及祕物件ノ保管場所ニハ海軍部内高等官及職務上直接關係アル者

三 海軍觀覽規程ニ依リ特ニ許可ヲ受ケタル者

第二十二條 機密物件ハ特ニ規定アルモノ又ハ保管廳長ノ許可アルモノノ外之ヲ廳外ニ持出スコトヲ得ズ

第二十三條 機密物件ヲ受領スル場合ニハ其ノ品目、形狀、數量等ヲ確實ニ調査シタル後格納又ハ裝備スル等後日ニ至リ疑念ヲ挾ムノ餘地ナキヲ期スベシ

第二十四條 機密物件ノ格納所ヨリ物品ヲ搬出シ又ハ之ニ搬入スル場合ニハ其ノ作業中必ズ係員ヲ配シ庫ノ閉閉及庫内一般ノ狀態ニ對シ十分ノ注意ヲ拂ハシムベシ

第二十五條 機密物件ヲ使用ノ結果消耗スル場合ニハ其ノ數量ヲ嚴重ニ調査シ且後日ニ至リ該物件ヲ拾得セラレ機密事項ヲ漏洩スルノ虞ナキ様注意スベシ

(内五)

1338

六五

第四章 發送、接受

第二十六條 同一地ニ於テ機密物件ヲ接受スル場合軍機物件ニ在リテハ海軍部内高等官監督ノ下ニ之ヲ運搬シ軍極秘物件及秘物件ニ在リテハ運搬中相當ノ監督者ヲ附スルヲ要ス

第二十七條 機密物件ヲ同一地ニ在ラザルモノニ宛發送スル場合ニハ其ノ荷造ニ關シ概ネ左ノ各號ニ依ルヲ要ス

一 格納筐アルモノハ之ニ納ム但シ格納筐破損ノ虞アル場合ニハ更ニ適宜其ノ外部ヲ堅固ニ包裝スルコト

二 格納筐ナキモノハ途中亡失、毀損又ハ機密漏洩ヲ生ゼザル様堅固ニ荷造スルコト

三 包裝又ハ荷造ハ爲シ得ル限り封緘ヲ施スコト

第二十八條 軍機物件ヲ同一地ニ在ラザルモノニ宛發送スル場合ニハ海軍艦船便ニ委託スベシ但シ已ムヲ得ザル場合ニハ内

國商船又ハ鐵道便ニ依ルコトヲ得

軍極秘物件及秘物件ノ輸送ハ成ルベク前項ニ準ジ取扱フベシ

第二十九條 外國ニ於テ發受スル秘物件ニシテ前條ニ依ルコト能ハザル場合ニハ外務省郵便又ハ公務ヲ以テ旅行スル海軍部内高等官ニ託送スルコトヲ得

第三十條 機密物件ヲ發送スル場合ニハ發送ト同時ニ別途便ヲ以テ發送通知ヲ出スベシ

第三十一條 戰時、事變等ニ際シ機密物件ヲ發受スル場合ニハ情況ニ應ジテ確實ナル方法ニ依ルヲ要ス

第五章 模寫、錄取、模型、雛型

第三十二條 軍機物件ハ海軍工作廳ニ於テ造修、研究又ハ實驗ノ爲必要アル場合ノ外之ヲ模寫、撮影又ハ錄取スルコトヲ得ズ但シ艦船部隊其ノ他ノ長ニ於テ公務上必要アリト認めル場合ニハ部下海軍部内高等官ヲシテ之ヲ行ハシメ已ムヲ得ザル場合ニ限り海軍部内高等官監督ノ下ニ海軍部内ノ其ノ他ノ者ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十三條 機密物件ヲ模寫、撮影又ハ錄取スル場合其ノ作製及取扱ニ關シテハ海軍機密書類取扱規則ニ依ルヲ要ス但シ各廳長前條ニ依リ軍機物件ヲ模寫、撮影又ハ錄取シタルトキハ其ノ寫ヲ添ヘ之ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

第三十四條 機密物件ノ模型又ハ雛型ヲ製造セントスルトキハ海軍工作廳ニ於テ造修、研究又ハ實驗ノ爲必要アルモノヲ除クノ外其ノ圖面ヲ添ヘ海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ艦船雛

〔内五〕

型ノ製造及保管ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

海軍工作廳長造修、研究又ハ實驗上ノ必要ニ依リ軍機物件ノ
模倣又ハ雛型ヲ製造シタルトキハ其ノ圖面及寫眞ヲ添ヘ之ヲ
海軍大臣ニ報告スベシ

第三十五條 機密ヲ要スル模倣又ハ雛型ヲ保管轉換シタルトキ
ハ其ノ旨海軍大臣ニ報告スベシ

第六章 還納、廢棄

第三十六條 艦船部隊其ノ他各部ニ於テ供用中ノ機密物件不用
ニ歸シタルトキハ別ニ會計上ノ規定アルモノハ之ニ依リ處理
シ其ノ他ノモノハ速ニ目錄ヲ添ヘ之ヲ供給元廳（機裝品、機
關附屬物等ハ最寄海軍工廠）ニ還納スベシ但シ供給元廳ヨリ
特ニ之方處理法ノ指示アリタル場合ニハ確實ニ之方處理ヲ了
シタル後其ノ旨供給元廳ニ通知スベシ

第三十七條 艦船部隊其ノ他各部ニ於テ使用上生ジタル不用機
密物件ハ前條ニ準ジ之ヲ還納スベシ但シ海軍工作廳ニ於テハ
將來ノ參考ト爲ルベキモノアル場合之ヲ保管スルコトヲ得
前項但書ノ場合別ニ會計上ノ規定アルモノハ之ニ依リノ外軍
機物件ニ在リテハ其ノ品名、員數及保管ヲ要スル事由ヲ明記

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

シ海軍大臣ニ報告スベシ

第三十八條 不用機密物件ヲ廢棄、拂下若ハ賣却シ又ハ造修材
料ニ保管轉換スル等ノ場合ニハ軍機及軍極秘物件ニ在リテハ
海軍部内高等官、秘物件ニ在リテハ相當ノ監督者立會ノ上先
ヅ其ノ員數及狀態ヲ檢シタル後機密事項ヲ廢滅スル等機密漏
洩防止ニ關シ必要ナル處置ヲ講ズベシ

第三十九條 機密物件ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ會計上ノ規
定アルモノハ之ニ依リノ外尙一般ニ左表ニ依リ先ヅ概報ヲ發
シ且速ニ搜索ノ手段ヲ盡シタル後其ノ顛末ヲ詳報スベシ

種別	概報	詳報
軍機物件	最モ迅速ナル方 法ニ依リ廳長ヨ リ海軍大臣及所 屬長官宛	兵器經理規程書式第七號ニ準 ジ保管廳長ヨリ事由、搜索狀 況等ヲ詳記シ所屬長官ヲ經テ 海軍大臣宛
軍極秘物件	兵器經理規程書式第七號ニ準 ジ保管廳長ヨリ事由、搜索狀 況等ヲ詳記シ所屬長官宛	兵器經理規程書式第七號ニ準 ジ保管廳長ヨリ事由、搜索狀 況等ヲ詳記シ所屬長官宛
秘物件		

第四十條 天災其ノ他ノ事故ニ依リ機密物件ヲ保護收容スルノ
途ナキトキハ時機ヲ失セズ適當ナル處置ヲ施シタル後前條ノ
規定ニ準ジ報告スベシ

〔内五〕

(別表第一)

軍機物件

(一) 砲兵兵器關係

號	品名又ハ種類	軍機物件及事項機密範圍	軍機種類	軍機密範圍
(一)	九四式四十種砲及同砲關係兵器	(2)(1) 砲身完成品 (2) 砲架完成品 (4)(3)(2)(1) 裝架完成品	(2)(1) 砲身組立圖 軍機種類	軍機密範圍
(二)	彈丸 (1) 八八式徹甲彈 (2) 九一式徹甲彈 (3) 一式徹甲彈	(1) 完成品(外形ヲ除ク) (4)(3)(2) 炸藥、底螺、及重螺、彈體及被帽ノ材料及熱處理法	(2)(1) 組立圖 (4)(3)(2)(1) 組立圖、炸藥圖、及被帽圖、底螺圖、及重螺圖、彈體圖、及被帽圖	軍機種類 軍機密範圍
(三)	一式偵管(二三式偵管ヲ除ク) 二式偵管ヲ除ク	(1) 完成品(外形ヲ除ク) (3)(2) 運搬裝置	(2)(1) 運搬裝置圖 (3) 試驗成績表(運搬裝置圖ヲ除ク) 軍機種類	軍機密範圍
		上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	軍機密範圍
		上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	軍機密範圍
		上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	軍機密範圍
		上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	軍機密範圍
		上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	軍機密範圍
		上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	上欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテモノ	軍機密範圍

第十三類 艦船 海軍機密物件取扱規則

六九

(内十三)

(四)	(五)
計畫、試製又ハ實 驗中ノ砲積兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	特ニ指定スル砲積 兵器
軍機ト指定スル 部分及事項	(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク
軍機ト指定スル 部分及事項	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ
秘ト指定スル部分 及事項	
軍機事項記載ノ 書類	一切但シ下欄ノ モノヲ除ク
軍機事項記載ノ 書類	機密程度比較的低 キ部分ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ
秘事項記載ノ書類	

(二) 水雷兵器關係

(一)	(二)
九三式魚雷 一型 九四式魚雷 二型 九五式魚雷	第二空氣壓縮機
(2)(1) 駛走能力 原動力	使用用途
(1) 完成品(外形 ヲ除ク) (2) 原動力及能力 ヲ窺知シ得ル部 分ノ組立品 (3) 頭部ノ全重量 炸藥量及炸藥 ノ種類	特用分離器完成品
(1) 完成品ノ外形 (2) 禁油器具類 (3) 油抜ニ關スル 事項 (4) 性能(上欄(2) ヲ除ク)ヲ窺知 シ得ル部分ノ組立 品及部分品	(2)(1) 完成品 特用分離器ノ 部分品
軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類
(1) 全體圖 (2) 說明書類 (3) 原動力及能力 ヲ窺知シ得ル部 分ノ組立圖 (4) 試驗檢査成績 表 (5) 魚雷經歷簿 (6) 發射成績表 (7) 前各號ノ外軍 機事項記載ノ 書類	(1) 全體圖 (2) 說明書類 (3) 試驗檢査成績 表 (4) 前各號ノ外軍 機事項記載ノ 書類
(2)(1) 外形圖 秘部分ノ部分 組立圖 (3) 前各號ノ外 秘事項記載ノ書類	(1) 秘部分ノ部分 組立圖 (2) 前號ノ外秘事 項記載ノ書類

(内十三)

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

(二)	(一)
計費、試製又ハ實 驗中ノ航海兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	九七式金庫
軍機ト指定スル 部分及事項	(1) 完成品(外 形ヲ除ク) (2) 鎖輪ノ機構 及機能並ニ之 ニ關スル事項
軍機ト指定スル 部分及事項	
軍機ト指定スル 部分及事項	(2)(1) 完成品ノ外形 部分品
軍機ト指定スル部分 及事項	(3)(2)(1) 組立圖 説明書類 軍機事項記 載ノ書類
軍機事項記載ノ 書類	
軍機事項記載ノ 書類	(1) 全體圖及組立 圖 (2) 鑿器ノ組立圖 及説明書類 (3) 取扱説明書類 (4) 前各號ノ外軍 機機事項記載ノ 書類
軍機事項記載ノ 書類	(1) 秘部分ノ部分 組立圖 (2) 前號ノ外秘事 項記載ノ書類
軍機事項記載ノ 書類	(3)(2)(1) 外形圖 部分圖 (3) 前各號ノ外秘 事項記載ノ書類

(三) 航海兵器關係

(五)	(四)	(三)
特ニ指定スル水雷 兵器	計費、試製又ハ實 驗中ノ水雷兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	一號機雷
(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク	軍機ト指定スル 部分及事項	(2)(1) 使用用途 性能
機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ	軍機ト指定スル 部分及事項	(2)(1) 完成品 鑿器
	軍機ト指定スル部分 及事項	上二欄ニ掲ゲザル 部分品ニシテ秘ト 指定スルモノ
一切但シ下欄ノ モノヲ除ク	軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類
機密程度比較的低 キ部分圖ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ	軍機事項記載ノ 書類	(1) 全體圖及組立 圖 (2) 鑿器ノ組立圖 及説明書類 (3) 取扱説明書類 (4) 前各號ノ外軍 機機事項記載ノ 書類
	軍機事項記載ノ 書類	(1) 秘部分ノ部分 組立圖 (2) 前號ノ外秘事 項記載ノ書類

〔内十三〕

(三) 特ニ指定スル航海兵器	(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ		一切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ	
-------------------	--	--------------------------------	--	------------------	--------------------------------------	--

(三ノ二) 光學兵器關係

(一) 計畫 試製又ハ實 驗中ノ光學兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	軍機ト指定スル 部分及事項	軍機ト指定スル 部分及事項	秘ト指定スル部分 及事項	軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類	秘事項記載ノ書類
(二) 特ニ指定スル光學 兵器	(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ		一切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ	

(四) 電氣兵器關係

(一) 計畫 試製又ハ實 驗中ノ電氣兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	軍機ト指定スル 部分及事項	軍機ト指定スル 部分及事項	秘ト指定スル部分 及事項	軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類	秘事項記載ノ書類
(二) 特ニ指定スル電氣 兵器	(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ		一切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ	

(内十三)

(五) 無線兵器關係

(一)	計畫、試製又ハ實 驗中ノ無線兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	軍機ト指定スル 部分及事項	軍機ト指定スル 部分及事項	秘ト指定スル部分 及事項	軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類	秘事項記載ノ書類
(二)	特ニ指定スル無線 兵器	(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ		一切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ	

丙十三

(五ノ二) 音響兵器關係

(一)	計畫、試製又ハ實 驗中ノ音響兵器ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	軍機ト指定スル 部分及事項	軍機ト指定スル 部分及事項	秘ト指定スル部分 及事項	軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類	秘事項記載ノ書類
(二)	特ニ指定スル音響 兵器	(1) 存在 (2) 前號ノ外一 切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ		一切但シ下欄ノ モノヲ除ク	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ	

(六) 船體關係

(1)	未成艦(一 切)	(1) 彈火藥庫鎖鑰 (第一種乃至第 四種鑰前機構及 鑰型形狀)	上二欄ニ屬セザル 物件及事項ニシテ 機密程度低キ物件 及事項	(一) 一般 (二) 領事 (三) 要目簿 (四) 公試關係	(一) 一般 (二) 工事概括表 (三) 艦木拆附圖 (四) 造船關係工事 進捗程度表 (五) 入渠用圖(機 器)	上二欄ニ屬セザル 書類ニシテ機密程 度低キ事項記載ノ 書類
(2)	主要要目及 之ヲ窺知シ得 ル事項	(2) 艦橋				
(3)	砲塔ノ徑	(3) 橋樓諸指揮所				

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

七二ノ一

(1)	軍機ノ取扱ヲ爲スベキ構造又ハ装置ノ模型	(4)	司令塔
(5)	前各號ノ外機密程度最高キ物件及事項	(6)	甲板及主要ナル防禦板ノ型板
(6)	形状等ヲ示スモノ、但シ一總分ヲ取纏メタルモノハ軍機トス	(7)	甲板及防禦板ノ厚サ、材質及
(7)	主砲彈火藥庫	(8)	應急注排水裝置
(8)	應急注排水裝置	(9)	軍機秘ノ取扱ヲ爲スベキ構造又ハ装置ノ模型
(9)	軍機秘ノ取扱ヲ爲スベキ構造又ハ装置ノ模型	(10)	前各號ノ外機密程度軍機ニ次グ物件及事項
(10)	前各號ノ外機密程度軍機ニ次グ物件及事項	(11)	排水量等測線
(11)	排水量等測線	(12)	有效馬力曲線
(12)	有效馬力曲線	(13)	縱強力曲線
(13)	縱強力曲線	(14)	交又曲線
(14)	交又曲線	(15)	豫備浮力曲線
(15)	豫備浮力曲線	(16)	浸水狀態計線
(16)	浸水狀態計線	(17)	重心公試
(17)	重心公試	(18)	復原性能表
(18)	復原性能表	(19)	明瞭
(19)	明瞭	(20)	船殼重心公積及簡要表
(20)	船殼重心公積及簡要表	(21)	運轉公試中ノ波狀曲線(模型試驗ノモノヲ含ム)
(21)	運轉公試中ノ波狀曲線(模型試驗ノモノヲ含ム)	(22)	運轉公試
(22)	運轉公試	(23)	密程度高キモノハ軍機トス
(23)	密程度高キモノハ軍機トス	(24)	公試關係
(24)	公試關係	(25)	運轉公試成績及簡要表
(25)	運轉公試成績及簡要表	(26)	運轉公試中ノ波狀曲線(模型試驗ノモノヲ含ム)
(26)	運轉公試中ノ波狀曲線(模型試驗ノモノヲ含ム)	(27)	動搖公試
(27)	動搖公試	(28)	船體震動成績表
(28)	船體震動成績表	(29)	操舵公試
(29)	操舵公試	(30)	惰力公試
(30)	惰力公試	(31)	旋回公試
(31)	旋回公試	(32)	速力、馬力
(32)	速力、馬力	(33)	注排水公試
(33)	注排水公試	(34)	計算關係
(34)	計算關係	(35)	「下リム」變化
(35)	「下リム」變化	(36)	船殼效率曲線
(36)	船殼效率曲線	(37)	「ビルヂキ」ル計算書
(37)	「ビルヂキ」ル計算書		

七二〇二

丙十三

(17)	算表	(18)	進水計算書	(19)	進水曲線	(20)	進水計算書	(21)	船殼關係	(22)	構造用正面	(23)	最大中央橫斷圖	(24)	主要橫斷圖	(25)	防禦配置圖	(26)	砲塔構造圖	(27)	砲塔圍壁ノ形狀ヲ圖示シアルモノ	(28)	シアルモノ其ノ寸法ヲ直ニ記載セザルモノハ軍機秘トス	(29)	砲塔圍壁ノ形狀ヲ圖示シアルモノ其ノ寸法ヲ直ニ記載セザルモノハ軍機秘トス	(30)	砲塔圍壁ノ形狀ヲ圖示シアルモノ其ノ寸法ヲ直ニ記載セザルモノハ軍機秘トス	(31)	砲塔圍壁ノ形狀ヲ圖示シアルモノ其ノ寸法ヲ直ニ記載セザルモノハ軍機秘トス	(32)	砲塔圍壁ノ形狀ヲ圖示シアルモノ其ノ寸法ヲ直ニ記載セザルモノハ軍機秘トス	(33)	砲塔圍壁ノ形狀ヲ圖示シアルモノ其ノ寸法ヲ直ニ記載セザルモノハ軍機秘トス
(17)	縱強力計算書	(18)	重量曲線及浮力曲線	(19)	「ボンヂヤン」曲線	(20)	荷重曲線(縱強力關係ノモノ)	(21)	撓曲率及剪斷力曲線	(22)	特殊材使用範圍圖	(23)	屈曲強力曲線	(24)	波狀曲線	(25)	撓度曲線	(26)	砲塔強力計算書	(27)	復原性能表	(28)	乾舷比較表	(29)	注排水指揮用圖表	(30)	注排水中ニ於ケルGM曲線	(31)	舵計算書	(32)	風壓側面積曲線	(33)	風壓側面積曲線

スノハ軍極秘ト

- (46) 甲板「ローリ
ングプラン」及
仕上圖並ニ同取
附構造圖
- (47) 甲板舷側及隔
壁等ノ主要ナル
防禦構造圖
- (48) 艦樓構造圖
諸指揮所、兵
器類ヲ明示セ
ザルモノハ概
トス
- (49) 軍極秘ニ保ツ
要アル船體形
狀、砲塔ノ徑等
ヲ示ス諸構造
圖
- (50) 軍極秘ニ屬ス
ル甲板及防禦板
ノ一部ニ關係シ
甲板及防禦板ノ
厚サ等ヲ窺知シ
得ル諸構造圖
- (51) 艦ノ全長ニ亙
リ圖示セル諸甲

内十三

- (57) 領 防毒施設要
- (56) 置圖 彈火藥庫等裝
- (55) 置圖 モーター管裝
- (54) 所圖 操舵「テレ
- (53) 艦裝關係 艦橋及諸指揮
- (52) 板及外板配置等ノ諸構造圖 軍極砲ニ屬スル甲板及防禦板ノ一部ニ關係スル諸構造圖
- (51) 軍極砲ニ保ツ要アル兵器ノ搭載ヲ名稱又ハ取付構造ニ依リ窺知シ得ル諸兵器取付構造圖

(内十三)

- | | | | | | | | | | |
|-------|-------|----------|----------|---------|---------------|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (66) | (65) | (64) | (63) | (62) | (61) | (60) | (59) | (58) | |
| 防雷具装置 | 風路装置圖 | 艦室煙路及通置圖 | 應急注排水装置圖 | 應急指揮装置圖 | 彈火藥庫注水管系統及装置圖 | 揚彈藥装置圖 | 軍械藏ニ保ツノ要アル兵器ノ搭載ヲ名稱又ハ装置等ニヨリ窺知シ得ル諸兵器装置圖 | 軍械藏ニ保ツノ要アル兵器ノ搭載ヲ名稱又ハ装置等ニヨリ窺知シ得ル諸兵器装置圖 | 軍械藏ニ保ツノ要アル兵器ノ搭載ヲ名稱又ハ装置等ニヨリ窺知シ得ル諸兵器装置圖 |

(七) 機 關 係

(一)	(二)	(三)
計畫、製造、試製又ハ ハ實驗中ノ機關ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	計畫、建造、試製又 ハ實驗中ノ艦船ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	特ニ指定スル艦船
軍機ト指定スル 部分及事項	軍機ト指定スル 部分及事項	(1) 存 在 (2) 前號ノ外一 切但シテ下欄ノ モノヲ除ク
軍機ト指定スル 部分及事項	軍機ト指定スル 部分及事項	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ
秘ト指定スル部分 及事項	秘ト指定スル部分 及事項	
軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類	一切但シテ下欄ノ モノヲ除ク
軍機事項記載ノ 書類	軍機事項記載ノ 書類	機密程度比較的低 キ部分ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ
秘事項記載ノ書類	秘事項記載ノ書類	

(八) 航 空 兵 器 關 係

(一)	(二)
計畫、製造、試製又 ハ實驗中ノ機關ニ シテ軍機ト指定ス ルモノ	特ニ指定スル機關
軍機ト指定スル 部分及事項	(1) 存 在 (2) 前號ノ外一 切但シテ下欄ノ モノヲ除ク
軍機ト指定スル 部分及事項	機密程度比較的低 キ部分ニ假名稱ヲ 用ヒタルモノ
秘ト指定スル部分 及事項	
軍機事項記載ノ 書類	一切但シテ下欄ノ モノヲ除ク
軍機事項記載ノ 書類	機密程度比較的低 キ部分ニシテ假 名稱ヲ用ヒタルモ ノ
秘事項記載ノ書類	

第十三類、艦、船 海軍機密物件取扱規則

(三) 特ニ指定スル航空兵器	(二) 特殊爆弾中軍機ト指定スルモノ
(1) 存在 (2) 前號ノ外ニ切但シ下欄ノモノヲ除ク	(1) 完成品ノ外形 (2) 性能
機密程度比較的低キ部分ニ假名稱ヲ用ヒタルモノ	(1) 完成品ノ外形 (2) 軍機ニ屬セザル部分中機密程度高キモノノ機構及性能
一切但シ下欄ノモノヲ除ク	(1) 組立圖 (2) 使用法 (3) 前各號ノ外軍機事項記載ノ書類
機密程度比較的低キ部分同ニシテ假名稱ヲ用ヒタルモノ	(1) 外貌圖 (2) 軍機部分ノ部分組立圖 (3) 試験検査成績表 (4) 前各號ノ外軍機事項記載ノ書類
	上二欄ニ掲ゲザル書類ニシテ秘ト指定スルモノ

(九) 陸戰兵器關係

(一) 特ニ指定スル戰車	(1) 完成品ノ外形ヲ除ク (2) 主要性能 (3) 使用法
(1) 外形 (2) 車體及同關係部 (3) 機關 (4) 兵裝 (5) 一般性能 (6) 其ノ他軍機秘ト指定スル部分及事項	上二欄ニ掲ゲザル部分及事項ニシテ秘ト指定スルモノ
(1) 全體組立圖 (2) 軍機事項記載ノ書類	軍機秘事項記載ノ書類
上二欄ニ掲ゲザル書類ニシテ秘ト指定スルモノ	

〔内十四〕 七九〇

(別表第二)

軍極秘物件

(一) 砲類兵器關係

號	品名又ハ種類	軍極秘	物件及事項機密區分及範圍	軍極秘	書類機密區分及範圍	軍極秘
(一)	砲塔及砲(八種以下ノ砲 (長八種高角砲ヲ含マズ) 及陸戰砲ヲ除ク)	(1) 大口径砲砲塔及砲ノ機密程度高キ部分ノ機密及機能 (2) 砲塔防禦 (3) 初速、最大仰角、最大射程、發射速度及對空射撃ノ能否	(1) 軍極秘砲塔(砲)ノ機密程度低キ部分ノ機密及機能 (2) 上欄(1)ニ屬セザル砲塔及砲ノ機密程度ニ要アル部分ノ機密及機能(防禦、初速、最大仰角等ハ軍極秘トス)	(1) 軍極秘砲塔(砲)ノ組立圖、作動圖及說明圖 (2) 軍極秘砲塔(砲)ノ軍極秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 軍極秘砲塔(砲)ノ試驗檢査成績表 (4) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	(1) 軍極秘砲塔(砲)ノ機密部分ノ部分組立圖及部分圖 (2) 砲塔(砲)ノ組立圖、作動圖及說明圖 (註) 初速等軍極秘事項記載ノモノハ軍極秘トス (3) 砲塔(砲)ノ機密部分ノ部分組立圖及部分圖 (4) 砲塔(砲)ノ試驗檢査成績表 (6) 前各號ノ外機密事項記載ノ書類	(1) 軍極秘砲塔(砲)ノ組立圖、作動圖及說明圖 (2) 前號ノ外軍極秘事項記載ノ書類
(二)	機銃(十二耗以上ノモ)	初速、有效射程、發射速度	機密ニ保ツノ要アル部分ノ機密及機能	(1) 組立圖、作動圖及說明圖 (2) 前號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	機密事項記載ノ書類	

第十三類 砲類兵器關係物件取扱規則

七五

[内五]

1355

(三) 防空機銃兵装（十二耗以上ノモノ）	(四) 機銃射撃装置	(五) 照準器（八耗以下ノ砲用及機銃用ヲ除ク）
(1) 機銃射撃装置ノ種類及數 (2) 機銃ノ口径及數 (3) 彈藥定數	(1) 原理 (2) 機構及機能	(1) 完成品（外形ヲ除ク）及組立品 (2) 照準器ノ機密程度高キ部分ノ機構及機能 (3) 初速、最大射程又ハ最大仰角ヲ示ス部分
機銃ニ保ツノ要アル部分ノ機構及機能	機銃ニ保ツノ要アル部分ノ兵装關係事項	(1) 軍極秘照準器ノ機密程度低キ部分ノ機構及機能 (2) 上欄(2)ニ屬セザル照準器ノ機銃ニ保ツノ要アル部分ノ機構及機能 (註) 完成品、初速等ヲ示スモノハ軍極秘照準器ニ同ジ (3) 完成品（初速等ヲ秘シタルモノノ外形）
軍極秘事項記載ノ書類	(1) 組立圖、作動圖及説明圖 (2) 前號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	(1) 軍極秘照準器ノ組立圖、作動圖、系統圖及説明圖 (2) 軍極秘照準器ノ軍極秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 試驗検査成績表 (4) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類
秘事項記載ノ書類	秘事項記載ノ書類	(1) 軍極秘照準器ノ秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (2) 秘照準器ノ組立圖、作動圖、系統圖及説明圖 (註) 初速等軍極秘事項記載ノモノハ軍極秘トス (3) 秘照準器ノ秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (4) 外形圖（初速等ヲ秘シタルモノ） (5) 前各號ノ外秘事項記載ノ書類

〔内五〕

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
射撃指揮兵器 (1) 方位盤射撃装置 (2) 高射装置 (3) 機銃射撃装置	砲用信管及傳火筒(軍機 及外國計畫ノモノヲ除 ク)	裝藥(八種以下ノ砲用 ヲ除ク機銃用ヲ含ム)	炸藥	(3) 十五種砲四號通常 彈 (4) 十四種砲被帽通常 彈 (5) 十五種曲射砲彈 各種照明彈 (6) 各種九一式演習彈 (7) 各種九一式演習彈 (8) 前各號ノ教練用彈
(1) 完成品(外形ヲ除ク) 及組立品 (2) 原理及能力 (3) 機密程度高キ部分ノ	(1) 完成品(外形ヲ除ク) 雷管 (2) 性能 (3) 性能	(1) 完成品(外形ヲ除ク) 藥量 (2) 藥量	(1) 完成品(外形ヲ除ク) 及組立品 (2) 重量 (3) 爆藥ノ成分及性能	(4) 自爆防止炸藥 照明性能 (5) 重量及性能 (6) 徹甲彈及被帽通常彈 ノ材料及熱處理法 (7) 材料及熱處理法
(1) 完成品ノ外形 (2) 機密程度低キ部分ノ 機構及機能 (3) 取扱法	秘ニ保ツノ要アル部分ノ 機構及機能	(1) 完成品ノ外形 (2) 性能 (3) 火藥成分、形 物及寸法 (3) 成形法	(1) 完成品(外形) 成形法	
(1) 組立圖、作動圖、系統 圖及説明圖 (2) 軍機秘部分ノ部分組 立圖及部分圖	(1) 組立圖 (2) 雷管圖 (3) 試驗檢査成績表 (4) 前各號ノ外軍機秘事 項記載ノ書類	(1) 組立圖及説明圖 (2) 藥量表及同附表 (3) 前各號ノ外軍機秘事 項記載ノ書類	(1) 組立圖及説明圖 (2) 試驗檢査成績表 (3) 前各號ノ外軍機秘事 項記載ノ書類	(5) 試驗檢査成績表 (6) 前各號ノ外軍機秘事 項記載ノ書類
(1) 外形圖 (2) 秘部分ノ部分組立圖 及部分圖 (3) 取扱法説明書	(1) 秘部分ノ部分組立圖 及部分圖 (2) 前各號ノ外秘事項記載 ノ書類	(1) 外形圖 (2) 秘部分ノ部分組立圖 及部分圖 (3) 試驗檢査成績表 (4) 前各號ノ外秘事項記 載ノ書類	(1) 外形圖 (2) 前各號ノ外秘事項記載 ノ書類	

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

七六ノ一

(内十三)

1357

第十三類 艦 船 海軍機密物件取扱規則

七六ノ二

(四)	(三)	(二)	(一)
<p>(1) 陸軍砲用彈藥 (2) 陸軍一四四式重迫撃砲彈藥 (3) 陸軍九三式十五種迫撃砲彈藥 (4) 陸軍九四式輕迫撃砲彈藥</p>	<p>(1) 陸軍一四四式重迫撃砲 (2) 陸軍改造四四式十五種榴彈砲 (3) 陸軍九三式十五種迫撃砲 (4) 陸軍九四式輕迫撃砲 (5) 陸軍八九式中戰車 (6) 陸軍九四式輕裝甲車 (7) 陸軍九四式輕裝甲車 (8) 陸軍九四式輕裝甲車</p>	<p>射擊表 彈道表 削除</p>	<p>(4) 射擊盤 (5) 九三式以降ノ測的盤 (6) 距離直頭盤</p>
<p>(1) 完成品(外形ヲ除ク)性能</p>	<p>(1) 機密程度高キ部分ノ機構及機能 (2) 初速、最大射程、最大仰角及發射速度</p>		<p>(4) 機密及機能 砲ノ初速、最大射程、最大仰角又ハ發射速度ヲ示ス部分品</p>
<p>(1) 完成品ノ外形重量 (2) 裝藥及炸藥ノ性能、火藥成分、形狀及寸法</p>	<p>(1) 機密程度低キ部分ノ機構及機能 (2) 機密ヲ要スルモノノ所在</p>		
<p>(1) 一四四式榴彈圖 (2) 試製破甲榴彈圖 (3) 十五種迫撃砲彈丸圖 (4) 前各號中重要部分ノ部分組立圖及部分圖 (5) 試驗檢査成績表 (6) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類</p>	<p>(1) 組立圖、作動圖及說明圖 (2) 射表、彈道表及藥量表 (3) 取扱法說明書(軍極秘事項ヲ含ムモノ) (4) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類</p>	<p>射表</p>	<p>(3) 試驗檢査成績表 (4) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類</p>
<p>(1) 外形圖 (2) 秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類</p>	<p>(1) 秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (2) 兵器細目明細表 (3) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類</p>	<p>彈道表</p>	<p>(4) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類</p>

〔丙十三〕

1358

第十三類 艦 海軍機密物件取扱規則

(六) 要目、要領、規格	(七) 計畫、試製又ハ實驗中ノ 砲積兵器ニシテ軍機秘ト 指定シ又ハ認定スルモノ	(六) 砲積兵裝	(五) 化學兵器(秘及外國計畫 ノモノヲ除ク)
(1) 軍機秘物件ノ試験檢査規格 (2) 軍機秘物件ノ要目	(1) 機密程度高キ完成品及組立品 (2) 軍機秘ト指定シ又ハ認定スル部分及事項	(1) 砲積兵裝中機密程度高キ事項 (2) 指揮兵裝ノ種類及數 (3) 砲銃ノ口径及數 (4) 彈藥定數(但シ公表ノモノヲ除ク)	特製兵器一切
(1) 秘物件ノ試験檢査規格 (2) 秘物件ノ要目	(1) 機密程度低キ完成品及組立品 (2) 秘ト指定シ又ハ認定スル部分及事項	砲積兵裝中機密程度低キ事項	
(1) 軍機秘物件ノ試験檢査規格書 (2) 軍機秘物件ノ要目記載ノ書類	(1) 軍機秘物件ノ全體圖、組立圖、系統圖、作動圖及説明圖 (2) 軍機秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 試驗檢査成績表 (4) 前各號ノ外軍機秘事項記載ノ書類	(1) 砲積兵裝ノ全體圖、組立圖、系統圖、作動圖、砲積兵裝工事要領書、砲積兵器搭載豫定表及兵器註文内譯書 (2) 下欄(2)以外ノ兵裝公試(試驗)成績表 (3) 前各號ノ外軍機秘事項記載ノ書類	(1) 特製兵器ノ圖及説明圖 (2) 試驗檢査成績表 (3) 前各號ノ外軍機秘事項記載ノ書類
(1) 秘物件ノ試験檢査規格書 (2) 秘物件要目記載ノ書類	(1) 秘物件ノ全體圖、組立圖及説明圖 (2) 秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 前各號ノ外秘事項記載ノ書類	(1) 秘事項記載ノ砲積兵裝圖 (2) 左ノ兵裝公試(試驗)成績表 (3) 發煙器公試 (4) 砲積公試(八種以下ノ砲及機銃) (5) 砲積公試(八種以下ノ光學兵裝公試(基線長十米以上ノ測距儀ヲ除ク)) (6) 前各號ノ外秘事項記載ノ書類	(1) 秘事項記載ノ砲積兵裝圖 (2) 左ノ兵裝公試(試驗)成績表 (3) 發煙器公試 (4) 砲積公試(八種以下ノ砲及機銃) (5) 砲積公試(八種以下ノ光學兵裝公試(基線長十米以上ノ測距儀ヲ除ク)) (6) 前各號ノ外秘事項記載ノ書類

〔内十三〕

七六ノ三

第十三類 艦 海軍機密物件取扱規則

(二) 水雷兵器關係

號	品名又ハ種類	物件及事項機密區分及範圍		書類機密區分及範圍	
		軍	極秘	軍	極秘
(一)	魚雷 (八年式以降ノモノニシテ軍機ニ屬スルモノヲ除ク)	(1) 完成品(外形ヲ除ク)及組立品 (2) 駛走能力ヲ窺知シ得ル部分組立品 (3) 頭部全重量 (4) 炸藥量及炸藥ノ種類 (5)	(2)(1) 完成品ノ外形性能ヲ窺知シ得ル部分組立品及部分品	(1) 全體圖、組立圖及說明圖 (2) 軍機部分ノ部分組立圖 (3) 試驗檢査成績表及徑歴簿 (4) 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	(2)(1) 外形圖 (2) 秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 前各號ノ外秘事項記載ノ書類
(二)	爆發尖 (九〇式以降ノモノニシテ秘ニ屬スルモノヲ除ク)	(1) 完成品(外形ヲ除ク)及組立品 (2) 性能	完成品ノ外形	(3)(2)(1) 組立圖及說明圖 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載ノ書類
(三)	炸藥 (秘ニ屬スルモノヲ除ク)	(1) 完成品(外形ヲ除ク)及組立品 (2) 重量 (3) 爆發ノ成分及性能	(2)(1) 完成品ノ外形成形法	(3)(2)(1) 組立圖及說明圖 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載ノ書類
(四)	縱舵機 (九一式以以降ノモノ)	(2) 性能 (1) 及組立品	完成品ノ外形	(3)(2)(1) 組立圖及說明圖 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事項記載ノ書類	(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載ノ書類
(五)	發射管 (十年式潜水艇發射管ノモノヲ除ク以テ以降ノモノ)	(1) 完成品(外形ヲ除ク)及組立品	(2)(1) 完成品ノ外形發射裝置及部分組立品 (3) 斜進角度測定裝置	(1) 全體圖、組立圖及說明圖 並ニ射出機能ヲ示シ又ハ窺知シ得ル部分組立圖及部分圖	(2)(1) 外形圖 (2) 秘部分ノ部分組立圖及部分圖 (3) 前各號ノ外秘事項記載ノ書類

(内十三)

七六ノ四

1360

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
紡器具	削除	爆 雷 (九五式以 降ノモノ)	機 雷 (軍機及秘ニ屬ス ルモノヲ除ク)	發射指揮兵器(秘ニ屬スル モノヲ除ク) (1) 九二式以降ノ潜水 艦方位盤 (2) 九三式以降ノ測的 盤 (3) 九三式以降ノ射法盤
(1) 完成品(外形ヲ除ク) 及組立品 (2) 性能		(1) 完成品(外形ヲ除ク) 及組立品 (2) 性能 (3) 發火裝置	(1) 完成品(外形ヲ除ク) 及組立品 (2) 重量及性能 (3) 發火裝置及之ニ關聯 スル部分品	(1) 完成品(外形ヲ除ク) 及組立品 (2) 原理及性能 (3) 魚雷ノ駛走能力ヲ窺 知シ得ル部分品
完成品ノ外形		完成品ノ外形	(2)(1) 完成品ノ外形 取扱法	(2)(1) 完成品ノ外形 取扱法
(3)(2)(1) 組立圖及說明圖 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事 項記載ノ書類		(4)(3)(2)(1) 組立圖及說明圖 發火裝置ノ組立圖 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事 項記載ノ書類	(4)(3) 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事 項記載ノ書類 (2) 軍極秘部分ノ部分組 立圖	(4)(3) 試驗檢査成績表 前各號ノ外軍極秘事 項記載ノ書類 (2) 軍極秘部分ノ組立圖 及部分圖
(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載 ノ書類		(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載 ノ書類	(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載 ノ書類	(2)(1) 外形圖 前號ノ外秘事項記載 ノ書類

<p>(三) 水雷兵装</p>	<p>(土) 防潜網(秘ニ屬スルモノヲ除ク)</p>
<p>(1) 水雷兵装中機密程度高キ事項 (2) 五十五種以上ノ驅逐艦魚雷兵装 (3) 八八式潜水艦發射管以降ノ潜水艦兵装 (4) 敷設艦ノ敷設装置ノ兵装 (5) 機雷兵装 (但シ公表ノモノヲ除ク)</p>	<p>(1) 完成品(外形ヲ除ク)及組立品 (2) 性能</p>
<p>水雷兵装中機密程度低キ事項</p>	<p>完成品ノ外形</p>
<p>(1) 水雷兵装ノ全體圖 (2) 發射管裝備圖 (3) 水雷兵装工事要領書 (4) 水雷兵器搭載豫定表及兵器註文内譯書 (5) 水雷兵器重量表 (6) 第二空氣管系統圖並ニ兵装圖 (7) 發生機ヲ裝備セル空氣管系統圖並ニ兵装圖 (8) 左ニ掲グル兵装ヲ示ス圖面 (イ) 五十五種以上ノ魚雷ノ驅逐艦兵装 (ロ) 八八式潜水艦發射管以降ノ潜水艦兵装 (ニハハ) 敷設艦ノ敷設装置兵装並ニ機雷兵装 (9) 下欄(2)以外ノ兵装公試(試驗)成績表 (10) 前各號ノ外軍機密事項記載ノ書類</p>	<p>(1) 組立圖及説明圖 (2) 試驗検査成績表 (3) 前各號ノ外軍機密事項記載ノ書類</p>
<p>(1) 空氣管系統圖 (2) 左ノ兵装公試(試驗)成績表 (3) 軍機秘ニ屬セザル艦水雷兵装全體圖及水雷兵器重量表 (4) 前各號ノ外軍機密事項記載ノ書類</p>	<p>(1) 外形圖 (2) 前號ノ外軍機密事項記載ノ書類</p>

〔内十三〕